

事 務 連 絡
令和6年11月29日

都道府県
各 介護保険主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「介護サービス情報の公表」制度に関するQ&A」の発出について

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第15号）により、介護サービス事業者に対して都道府県知事への報告を求める事項に一部の項目が追加されたことに係る具体的な内容については、「介護サービス情報の公表」制度の施行についての一部改正について」（令和6年10月18日付老認発1018第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知。以下「10月18日通知」という。）にて、お示ししたところです。

また、同時に本制度における各種調査票においても一部追加となっている項目があることから、「介護サービス情報の公表」制度に関するQ&Aを送付いたしますので、内容を御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関等にその周知徹底を図るよう、お願いいたします。

【財務状況が分かる書類の報告について】

問1 財務状況が分かる書類の報告において、会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められておらず、作成をしていない場合、損益計算書と貸借対照表の公表のみを行うことで問題ないか。

(答)

- 会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められていない場合、必ずしも報告いただく必要はありません。

問2 財務状況が分かる書類について、事業所単位で作成している書類と、法人単位でしか作成していない書類がある場合、混在して報告しても差し支えないか。

(答)

- 10月18日通知にあるとおり、財務状況が分かる書類の報告は、介護サービス事業所・施設単位で行うこととしていますが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとしても差し支えなく、お尋ねの場合については、混在して報告しても差し支えありません。